

丹情審答申第1号

平成31年4月8日

諮問番号：平成30年度諮問第12号

丹波市長 谷口 進一 様

丹波市・一部事務組合情報公開審査会

会 長 山 下 淳

答申書

(凡例)

- 1 審査請求が開示を求めている公文書を本件公文書という。
- 2 (仮称)丹波市クリーンセンター整備・運営事業を本事業という。
- 3 丹波市情報公開条例(平成16年丹波市条例9号)を本条例という。
- 4 丹波市の市場調査に協力したプラントメーカーは、単にメーカーという。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却する。

第2 審査請求および審査の経緯

1 第一次開示請求と同請求に対する部分開示決定

審査請求人は、平成30年4月11日、丹波市長(以下「処分庁」という。)に対して、本事業に関する、①設計金額、予定価格の決定に係る資料(設計書、設計根拠となるもの、およびそれに付随する書類一式)、②市場調査における業者からの回答書、③プロポーザル方式を採用した決裁書(決定に係る経過、理由のわかる書類)の開示を求めた(以下「第一次開示請求」という。)

これに対し、処分庁は、同月25日、②のうち、企業から非公開を求められた部

分について、本条例7条2号（または同条6号）に該当するとして不開示とする部分開示決定をした。

2 第二次開示請求と同請求に対する部分開示決定

審査請求人は、同月27日、処分庁に対して、前記②についてさらに、④市場調査における回答書のうち、開示できないとされている部分を除くもの（例えば、業者名を含む表紙部分）、⑤業者に対し、開示する旨を問い合わせた時に「不可」とする回答があったとされているがその回答書の開示を求めた（以下「第二次開示請求」といい、第一次開示請求と第二次開示請求をあわせて「本件開示請求」という。）。

これに対し、処分庁は、同年5月11日、本条例7条2号に該当するとして、④及び⑤の印影と担当者名部分を不開示とする部分開示決定をした。

3 本件審査請求

審査請求人は、同年7月4日、処分庁に対して、本件開示請求に対する部分開示決定を取り消し、全部開示とすべきであるとして、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、後記のとおり、本件では、本件審査請求後に処分庁により追加の開示決定がされているが、本件審査請求の対象は、本件開示請求を対象とするものである。

4 本件審査請求後の経過

同月30日、処分庁から当審査会に対して、本条例18条の2に基づき、本件審査請求について諮問があった。

処分庁は、審査会に対し、同日に弁明書を、また同年8月29日に追加弁明書を提出した。これに対し、審査請求人は、審査会に対し、同年9月28日、弁明書に対する反論書を提出した。

また、X（以下「参加人」という。）は、同年8月27日、審査会に対し、本件審

査請求への参加許可申請をし、審査会は、参加人の参加を許可した。参加人は、同年9月28日、審査会に対し、意見書を提出し、これに対し、審査請求人は、同年10月12日、審査会に対し、反論書を提出している。

審査にあたって、当審査会は、処分庁に対して本件公文書開示請求のあった対象文書につき処分庁からすべての開示を受けた上で、同年11月16日に審査請求人及び処分庁からの口頭による意見陳述（参加人は不参加。）を受け、さらに問題点等について、処分庁に対して、書面により質問を行い回答を受けた。

5 処分庁による追加開示

処分庁は、本件審査請求後、同年7月30日（前記弁明書提出時）、前記②の非開示部分を再検討した結果、プロポーザルでの落札業者の資料のうち、実績確認書（回答企業名と回答者の所属部署名を含む。当該企業のホームページ等でも確認できるため。）及び寸法明示のない配置図、熱回収施設フロー図、リサイクル施設フロー図（施設パンフレットに類似の情報を記載しているため。）を追加で開示した。

また、処分庁は、同年10月1日、前記①について、予定価格設定における経過の根拠となる資料（開示決定後の調査で対象文書の存在を認識した。）について追加で開示したが、企業から非公開を求められた部分については、本条例7条2号に該当するとして不開示とした。

6 その他参考事項

本件開示請求は、平成25年1月15日付け、審査請求人による公文書開示請求と全く同じ内容のものであるが、審査請求人によれば、前回の回答が部分開示であったため、時間の経過を踏まえ、同一内容の公文書開示請求を行ったとのことである。

また、審査請求人は、別件で、本事業に関する一切の資料に関する公文書開示請求を行っている。

第3 争点

本件審査請求の争点は、処分庁の部分開示決定について、合理的理由が存在するかどうかである。

具体的には、部分開示の理由として処分庁が説明する、本条例7条2号アに該当すると判断したことについて、合理的理由が存在するかどうかである。

第4 審査会の判断

1 行政文書開示・不開示の判断枠組みについて

行政文書は原則開示すべきであるが、不開示にすることが私人の権利利益の保護や公益の保護のために必要な場合がある。そのため、開示することの利益と不開示にすることの利益を調整し不開示事項を定めている。

そして、不開示情報については規定の定め方において必要以上に不開示情報の範囲が広がりすぎないように、また、不開示にされるべきものが開示されないように、可能な限り明確に不開示情報の範囲を定めなければならない。

本条例も、不開示情報のいずれかが記載されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないと規定し、行政文書は原則開示すべきとの前提に立ち、不開示情報として、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれのあるもの（本条例7条2号ア）を規定している。

2 メーカーに対する意向調査

処分庁は、本事業の参加意向確認を行ったメーカーのうち、不参加の意向ではなかった5社に対し、平成25年及び平成27年に市場調査の回答書の公開することの可否について意向調査を行っている。

このうち、処分庁が、平成27年5月20日付で行った意向調査によれば、質問

によっては一部のメーカーは公開を可とする回答があるものの基本的には回答が「不可」となっていること、回答時点での開示が不可の場合に開示が可能となる時期について「永続的に」「会社存続の限り」「永久に」「貴クリーンセンターが将来、閉鎖されて以降」「無期限」となっていること、その理由については表現の違いはあるものの結論としては当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの存在が挙げられていることが認められ、処分庁が行った、市場調査の回答書（前記②）の部分開示決定にあたっては、メーカーの意向を反映させたものであることが認められる。

もともと、本件開示請求は、平成27年5月20日の意向調査から、相当期間が経過した後にされたものであり、第4・1で述べた本条例の趣旨に照らしても、メーカーの意向を鵜呑みにするのではなく、処分庁としては、不開示情報該当性を独自の立場から判断しなければならない。

3 不開示理由の当否

まず、メーカーの意向については、合理的理由があると認められるところ、不開示情報該当性を判断するに当たっても、重視されるべき事情であるといえる。

また、平成27年5月20日の意向調査から相当期間が経過しているが、それ以降、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの程度が減殺したことを認めるに足りる事情もない。

参加人も、意見書において、開示請求には応じられないとの意見を述べている。

また、処分庁は、前記意向調査のほか、一部のメーカー、建設工事までの発注支援業務を担当したコンサルタント、本事業の施工監理業務を担当した業者等に対して行った聞き取り調査の結果、知的財産権総合支援窓口への相談結果、経済産業省特許庁総務部への相談結果を踏まえ、不開示情報該当性を判断していることが認められ、その判断は合理的であるといえる。

なお、審査請求人は、本事業の市場調査は、丹波市が業者各位に依頼するもので

正式な発注とは無関係であり、提出された資料は本事業の各種検討に活用し返却しないとされていたこと、本事業の事業者募集要項作成業務を外部の業者に委託することとなっていたことから、参加人が主張するような知的財産権が侵害されるような情報は提出しないと考えるのが自然であるなどと反論している。しかし、発注段階前に参考として市が収集した資料は、書類として市が所有していると考えられるが、そこに記された技術的ノウハウまで市に帰属されているとは考えがたく、本件でその帰属を明記した契約書等が取り交わされていないこと、外部委託業者へ情報を提供されることそれ自体がメーカーの損害になるということであればそもそも本事業に参加するとは考えられないことから、審査請求人の反論には理由がないと考える。

4 結論

以上から、処分庁が、メーカーの市場調査の回答について、メーカーの意向等を踏まえて不開示とした部分が本条例7条2号に該当すると判断したことは適切であり、妥当な処分であったと認められる。

なお、処分庁は、本件審査請求後、二度、追加開示を行っており、そのような経緯に照らし、処分庁がはたして行政文書は原則開示という前提に立っているのかどうか、疑問を抱かれてもやむを得ない。当審査会としては、処分庁が、今後、そのような疑問を抱かれることがないような情報公開を行う必要があると考えるのでその旨付言する。

丹波市・一部事務組合情報公開審査会委員

山下 淳、長崎良太、松尾信幸、岸部 勇、山本 登

以上